青梅市風致地区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画において定められた風致地区(青梅市(以下「市」という。)の区域内に指定したものに限る。以下同じ。)について都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定にもとづき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めるものとする。

(風致地区の種別)

第2条 風致地区の種別は、第1種風致地区および第2種風致地区とし、 その区域は、青梅市長(以下「市長」という。)が指定する。

(許可を要する行為)

- 第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 土石の類の採取
 - (4) 水面の埋立てまたは干拓
 - (5) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、 増築または移転(以下「建築」という。)
 - (6) 建築物等の色彩の変更
 - (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)または再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次 に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。
 - (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、東京都(以下「都」という。) もしくは市または当該都市計画 施設を管理することとなる者が当該都市施設または市街地開発事業 に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- (4) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土または盛土を伴わないもの
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹または危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 本項各号および次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取でその採取による地形の変更が第4号の宅地の造成等と同程度のもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立てまたは干拓
- (8) 建築物の新築、改築または増築で、新築、改築または増築にかかる 建築物またはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であ るもの(新築、改築または増築後の建築物の高さが8メートルを超え ることとなるものを除く。)
- (9) 建築物の移転で移転にかかる建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (10) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建築
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設 けるもの
 - ウ 消防または水防の用に供する望楼および警鐘台
 - エ その他の工作物で建築にかかる部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積で、面積が10 平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- 3 国、都または市の機関が行う行為については、第1項の許可を受ける

ことを要しない。この場合において、当該国、都または市の機関がその 行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。 (適用除外)

- 第4条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
 - (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通もしくは航空機の航行の 安全のため必要な施設、気象、地象、洪水等の観測もしくは通報の用 に供する施設、自然公園の保護もしくは利用のための施設もしくは都 市公園もしくはその施設の設置もしくは管理にかかる行為、土地改良 事業もしくは地方公共団体もしくは農業等を営む者が組織する団体 が行う農業構造、林業構造もしくは漁業構造の改善に関する事業の施 行にかかる行為、重要文化財等の保存にかかる行為または鉱物の掘採 にかかる行為
 - (2) 道路、鉄道もしくは軌道、国もしくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)もしくは基幹放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)の用に供する線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)、水道もしくは下水道または電気工作物もしくはガス工作物の設置または管理にかかる行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫および発電の用に供する電気工作物の新設にかかるものを除く。)

(許可の基準)

- 第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合 しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。
 - ア 植栽その他必要な措置を行うこと等により変更後の地貌が当該土 地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とな らないこと。
 - イ 変更を行う土地およびその周辺の土地の区域における木竹の生育 に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- ウ 木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積の宅地 の造成等にかかる土地の面積に対する割合が、10パーセント以上 であること。
- エ 面積が1~クタールを超える宅地の造成等にあっては、高さが3 メートルを超えるのりを生ずる切土もしくは盛土または都市の風 致の維持に特に必要な森林で市長があらかじめ指定したものの伐 採を伴わないこと。
- (2) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1~クタールを超えないこと。
- (3) 土石の類の採取については、採取の方法が採取を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (4) 水面の埋立てまたは干拓については、埋立てまたは干拓後の地貌が 当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和 とならないこと。
- (5) 建築物(仮設の建築物および地下に設ける建築物を除く。)の建築については、次に該当するものであること。ただし、ア、イまたはウについては、当該建築物の敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合であって、当該建築物の位置、規模、形態、意匠、建蔽率および容積率が、当該建築物の敷地の規模および形態ならびに当該建築物の敷地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないと認められる場合は、この限りでない。ア 当該建築物の建蔽率が、第1種風致地区にあっては、10分の2以下、第2種風致地区にあっては10分の4以下であること。
 - イ 当該建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線まで の距離が、道路に接する部分では第1種風致地区にあっては3メートル以上、第2種風致地区にあっては2メートル以上であり、その 他の部分では1.5メートル以上であること。
 - ウ 当該建築物の高さが、第1種風致地区にあっては10メートル以下、第2種風致地区にあっては15メートル以下であること。
 - エ 当該建築物の位置、形態および意匠が当該建築物の敷地およびそ

- の周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (6) 工作物の建築については、当該工作物の位置、規模、形態および意 匠が当該建築の行われる敷地およびその周辺の土地の区域における 風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物および地下に 設ける工作物については、この限りでない。
- (7) 建築物等の色彩の変更については、変更後の色彩が当該変更にかかる建築物等の敷地およびその周辺の土地の区域における風致と調和すること。
- (8) 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積については、堆積 を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障 を及ぼすおそれが少ないこと。
- 2 第3条第1項の許可には、風致の維持に必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(調査のための立入り等)

- 第6条 市長は、風致の維持に必要なため他人の占有する土地に立ち入って測量または調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、またはその命じた者もしくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示 しなければならない。

(監督処分)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致の維持 に必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、 変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を 付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定 めて建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要 な措置をとることを命ずることができる。
 - (1) この条例の規定またはこれにもとづく処分に違反した者
 - (2) この条例の規定またはこれにもとづく処分に違反した工事の注文 主もしくは請負人 (請負工事の下請人を含む。) または請負契約によ

らないで自らその工事をした者

- (3) 第3条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者 (罰則)
- 第8条 前条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第3条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 第10条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の 従業員がその法人または人の業務または財産に関して前2条に規定す る違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対 して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、東京都風致地区条例の一部を改正する条例 (平成25年東京都条例第119号)による改正前の東京都風致地区条 例(昭和45年東京都条例第36号。以下「旧都条例」という。)の規 定により東京都知事(以下「知事」という。)が行った処分その他の行 為または旧都条例の規定により知事になされている申請その他の行為 で、この条例の施行の日以後においてはこの条例の規定により市長が行 うこととなる事務にかかるものは、この条例の相当規定により市長が行 った処分その他の行為または市長になされている申請その他の行為と みなす。
- 3 前項の規定によりこの条例によりなされたものとみなされる知事が行った処分その他の行為または知事になされている申請その他の行為にかかる事務の基準については、旧都条例の規定の例による。